○経済産業省告示第四十号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第九条第二項の規定に基づき、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示を次のように定める。

平成二十三年三月十五日

経済産業大臣　海江田万里

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示

平成二十三年東北地方太平洋沖地震について原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項の原子力緊急事態宣言がなされた日から同条第四項の原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間、同法第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において、特にやむを得ない緊急の場合は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第百八十七号）第八条の規定にかかわらず、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第九条第二項の経済産業大臣の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルトとする。

附　則

この告示は、平成二十三年三月十四日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）